

別 紙

別紙 1 燃料費調整 I

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1152$ 、 $\beta = 0.2714$ 、 $\gamma = 0.7386$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が実施要綱に定める基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が実施要綱に定める基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間
毎年12月1日から翌年の3月31日までの期間 (翌年が閏年の場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日前日までの期間

ニ 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、1キロワット時につき21銭3厘といたします。

別紙 2 燃料費調整 II

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259、\beta = 0.2563、\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ニ 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、1キロワット時につき19銭0厘といたします。

(3) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

(イ) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

$$\delta 1 = 0.5332$$

$$\delta 2 = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロワット時当たりの平均市場価格が21円39銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (21 \text{ 円 } 39 \text{ 銭} - \text{平均市場価格}) \times \text{ロの市場基準単価}$$

b 1キロワット時当たりの平均市場価格が21円39銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 21 \text{ 円 } 39 \text{ 銭}) \times \text{ロの市場基準単価}$$

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(二) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、(1)の燃料費等調整額は、市場価格調整単価が(ロ) a により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(ロ) b により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

ロ 市場基準単価

市場基準単価は、1キロワット時につき14銭6厘といたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニバーサル} \\ \text{サービス調整単価} \end{array} = (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニバーサル} \\ \text{サービス調整単価} \end{array} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合
離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお、適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお、(1)の燃料費等調整額は、離島ユニバーサルサービス調整単価が(ロ) a により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が(ロ) b または c により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、1 キロワット時につき 1 厘といたします。

(5) 適用期間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間

毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日前日までの期間
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日前日までの期間
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日前日までの期間
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	その年の１２月の検針日から翌年の１月の検針日前日までの期間
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の１月の検針日から翌年の２月の検針日前日までの期間
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の２月の検針日から翌年の３月の検針日前日までの期間
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月の検針日から翌年の４月の検針日前日までの期間
毎年１２月１日から翌年の３月３１日までの期間 （翌年が閏年の場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の４月の検針日から翌年の５月の検針日前日までの期間

別紙3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第32条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、納付金単価を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日の期間に使用される電気に適用されます。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金はその年の1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものをいいます。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。